

諮問番号：令和3年度諮問第14号

答申番号：令和4年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和3年3月26日、税務署長に対し、地方税法（昭和25年法律第266号。以下「法」という。）第23条第1項第15号に規定される特定配当等に係る所得等が記載され、法第32条第13項第2号及び第313条第13項第2号の規定に基づく特定配当等申告書の要件を備える確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を提出した。
- 2 税務署は、本件確定申告書を令和3年3月29日付けで受理し、処分庁に対し、同申告書を送付した。
- 3 処分庁は、令和3年5月17日、給与支払報告書及び年金支払報告書を基に審査請求人の税額を決定し、審査請求人に対し、同日付け令和3年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書を送付した。
- 4 処分庁は、令和3年6月9日、審査請求人から送付された令和3年度市民税・県民税の申告書（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等届出書。以下「本件市県民税申告書」という。）を、法第32条第13項第1号及び第313条第13項第1号の規定に基づく特定配当等申告書として受理した。
- 5 処分庁は、令和3年6月17日、本件確定申告書、給与支払報告書、年金

報告書及び本件市県民税申告書を基に審査請求人の税額を決定し、審査請求人に対し、同日付け令和3年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書を送付した（以下「本件処分」という。）。

- 6 審査請求人は、令和3年8月25日、本件処分の取消しを求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

R2年度の確定申告は同年2月に自宅を売却したことにより損失が出たので所得税はゼロになりました。

そして、例年と同様、株式の配当控除も受け、税金の還付も受けようとしていました。

そこで、住民税の事も確認しようと長田の市民税課に電話をかけ自宅を売却し損失が出たので、所得税はゼロなので、株式の配当金申告不用届は提出しなくても良いですねと言った所、所得税がゼロでも、住民税はゼロとは、限らない。配当金申告不要届は出した方が良いと言われ、本来ならもう期限が過ぎているが直接私の所に送ってくれたら便宜を図ると言われ、税金のプロである役所の人にその様に言われた事により、とにかく早く送らなければとズブの素人の私は、何の疑いもなくその人宛に届を送付致しました。

しかし、期日が過ぎても株の住民税は還付されることはなく、私は6万円以上戻ってくるはずの税金が戻ってこないという状態に陥りました。普段なら□の所管の□の市役所に出向きますが、役所が機能していないこと、又、コロナ禍で緊急事態宣言下の最中であったことにより遠方の行ったこともない長田の役所に出向けなかったことにより、電話で相談するしかなかったこと。この申告制度自体平成28年度の設定で日が浅く、また、不動産の譲渡所得がマイナスで、かつ、配当所得はあるという、極めて稀なケースで、役所の人間も安易な発言をしてしまったことが原因だと思わ

れます。

電話で相談するしか、手段がなかったこと、役所の人間に安易なことを言われ、早く提出しなければと判断能力がなくなったこと、天変地異のコロナ禍で普段とは違う。

これらの特異的なことを、ご配慮頂き、修正申告に応じて頂けるよう切に願ひ審査請求書を提出致します。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人は、処分庁の担当者に本件市県民税申告書の提出の要否を確認し、それを提出した方がよいと回答を受けたことから、その回答にしたがって本件市県民税申告書を提出したところ、本件処分が行われ、住民税の還付が受けられるはずであったにもかかわらず、還付を受けることができなかつたことに対する不服を主張しているものと解される。

審査請求人は、本件市県民税申告書を提出したのは処分庁の担当者が誤った教示を行ったからであると主張しているが、申告によって税額や還付の有無が決まるものについては、納税者の自己責任で申告の要否を判断すべきものであり、処分庁が審査請求人から何らかの問い合わせを受けていたとしても、審査請求人に関する個別事情を全て聞き取って審査請求人に生じる得失をすべて判断した上で回答しなければならないとまではいえない。本件において、審査請求人がどのような問い合わせを行ったのかが明らかではないことからしても、本件市県民税申告書が

提出されたことの効果を否定しなければならないだけの事情は認められない。

- (2) 審査請求人が本件市県民税申告書を提出したことを前提とすれば、処分庁が、それに基づいて市民税・県民税の還付金額を計算して0円とした判断は適正であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (3) なお、審査請求人は修正申告に応じるよう求めており、処分庁も修正申告に応じることはできないと答弁しているが、修正申告の可否は、本件処分の違法性等の有無とは別個の問題であり、本件審査請求における審理の対象とはならない。

第5 調査審議の経過

- | | |
|-----------|-------|
| 令和4年3月25日 | 第1回審議 |
| 令和4年4月22日 | 第2回審議 |
| 令和4年5月23日 | 第3回審議 |
| 令和4年6月24日 | 第4回審議 |

第6 審査会の判断

1 本件に係る法令の規定について

- (1) 法第24条第1項及び第294条第1項並びに神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第19条第1項及び兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第14条第1項の規定により、市内及び県内に住所を有する個人は、市民税及び県民税について、均等割額及び所得割額の合算額により課されることとされている。
- (2) 法第32条第12項及び法第313条第12項（以下「両規定」という。）は、市民税に関する所得割の課税標準たる前年度の所得について算定した総所得金額について、特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得を除外して算定すると規定している。
また、法第32条第13項本文及び第313条第13項本文は、特定配当等申

告書の提出があった場合には、両規定は適用しないと規定しているが、法第32条第13項ただし書き及び第313条第13項ただし書きは、「第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが相当であると市町村長が認めるときは、この限りでない」と規定している。

2 本件処分の適法性

- (1) 本件処分は、審査請求人の令和3年度の市民税及び県民税について、均等割額及び所得割額の合算額により課されたものであり、処分庁が法第24条第1項及び第294条第1項、条例第19条第1項並びに兵庫県税条例第14条第1項の規定に基づいて行われたものであって、法令に基づき適正に行われていることが認められる。
- (2) また、処分庁は、審査請求人から本件市県民税申告書及び本件確定申告書の提出があったことから、本件処分に係る課税について、特定配当等に係る所得を有する審査請求人の総所得金額から、特定配当等に係る所得の金額を除外して算定しており、これは法第32条第13項ただし書き及び第313条第13項ただし書きの規定を適用したものであるから、法令に基づき適正に行われていることが認められる。

3 審査請求人の主張の検討

審査請求人は、本件市県民税申告書を提出したのは処分庁の担当者が誤った教示を行ったからであると主張しているが、処分庁が積極的に虚偽の情報を知りながら通知する等の特段の事情がある場合であれば格別、本件ではそのような特段の事情は認められず、当審査会としても、審査請求人の主張は認められないと判断した。理由については第4-2(1)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治

(別紙) 関係法律の定め

【地方税法】

(所得割の課税標準)

第 32 条 [略]

2～11 [略]

12 特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

13 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第45条の2第1項の規定による申告書

(2) 第45条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

14～16 [略]

(所得割の課税標準)

第 313 条 [略]

2～11 [略]

12 特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

13 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第317条の2第1項の規定による申告書

(2) 第317条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)